



平成28年10月28日

平成27年度社会教育調査中間報告について

文部科学省では、社会教育行政に必要な社会教育に関する基本的事項を明らかにすることを目的として、社会教育調査を概ね3年ごとに実施しています。このたび、平成27年度調査の一部を取りまとめましたので、中間報告として公表します。
なお、確定値の公表は、平成29年3月の予定です。

1. 調査内容

- 1) 調査対象：都道府県・市町村、公民館、図書館、博物館、青少年教育施設、女性教育施設、社会体育施設、民間体育施設、劇場・音楽堂等、生涯学習センター
- 2) 調査項目：都道府県・市町村の社会教育関係事業の実施状況及び社会教育関係施設の状況（職員数、施設・設備状況、事業実施状況、利用状況等）
- 3) 調査期日：施設数や職員数などの現状の把握は、平成27年10月1日現在
博物館の入場者数や図書館の図書貸出数などの活動状況の把握は、平成26年度間

2. 調査結果の主な概要

(1) 施設数の状況

- ① 社会教育施設は全体的に減少傾向にある中、図書館については前回（平成23年度）調査から増加し、過去最高。
- ② 公民館の耐震化状況（新規調査項目）
耐震診断実施率 53.5%（昭和56年以前建築の施設が対象）
耐震化率 75.3%

(2) 施設の利用状況

- ① 社会教育施設の1施設当たりの利用者は、博物館、社会体育施設については増加。
- ② 図書館については、児童1人あたりの貸出冊数が増加し、過去最高。

<担当> 生涯学習政策局政策課調査統計企画室
室長 高橋 憲一郎（内線3476）
分析調査官 林 潤一郎（内線3238）
専門調査係長 望月 香里（内線3240）
電話：03-5253-4111（代表）

平成27年度社会教育調査 中間報告 調査結果のポイント

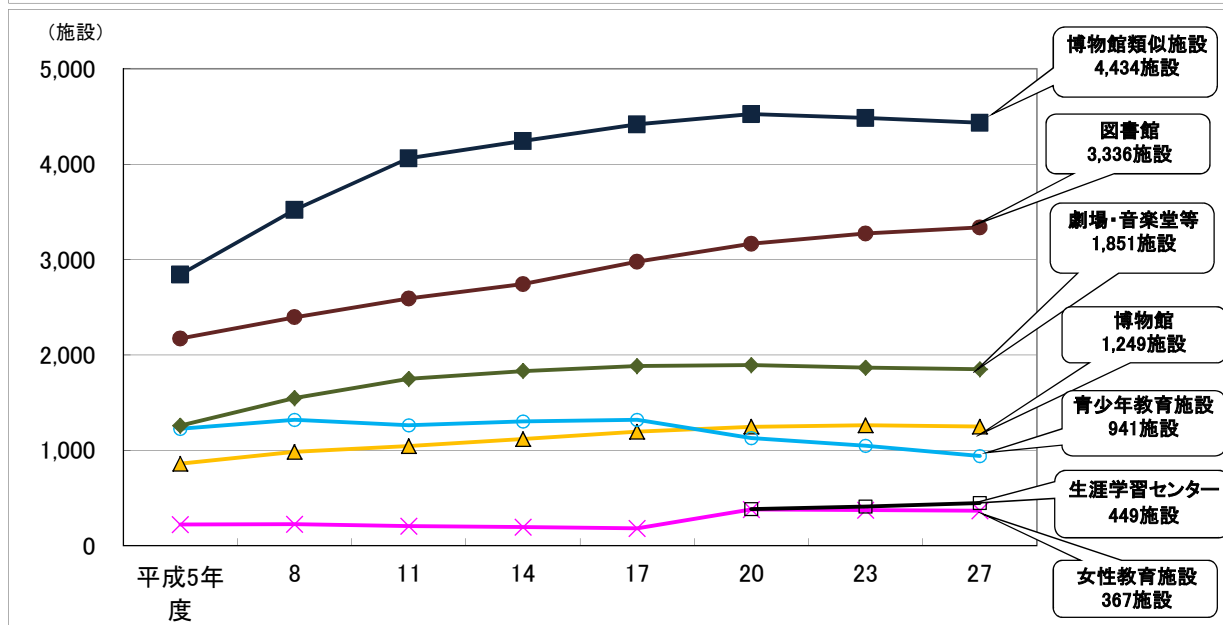
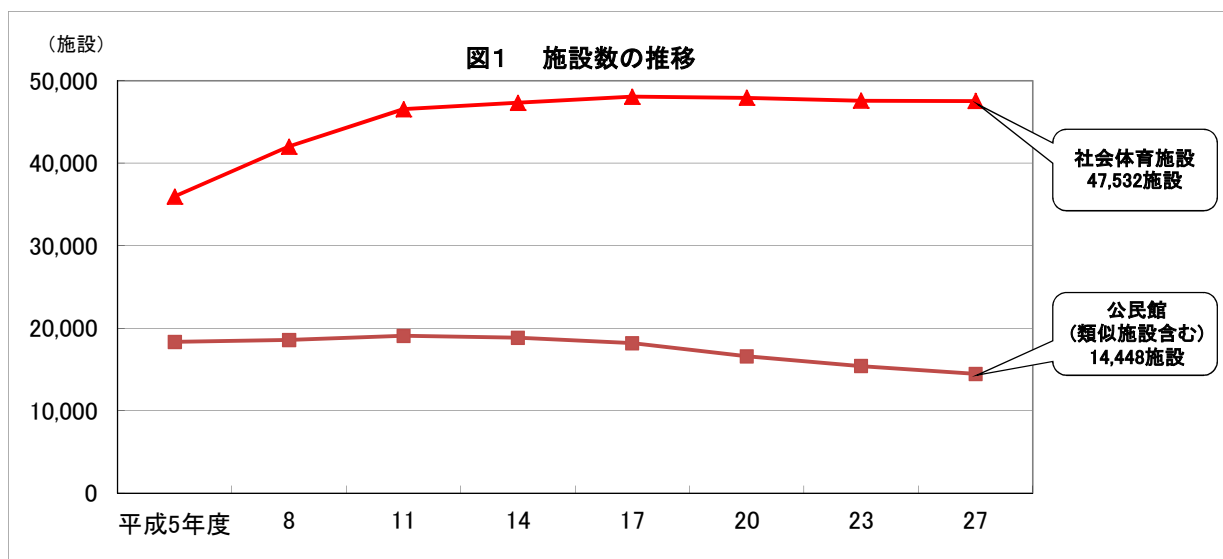
1 施設数の推移

図書館は増加しており過去最高。公民館は平成11年度をピークとして、減少傾向。

表1 施設数の推移

区分	公民館 (類似施設含む)	図書館	博物館	博物館 類似施設	青少年 教育施設	女性 教育施設	社会 体育施設	劇場・ 音楽堂等	生涯学習 センター
平成5年度	18,339	2,172	861	2,843	1,225	224	35,950	1,261	...
8	18,545	2,396	985	3,522	1,319	225	41,997	1,549	...
11	19,063	2,592	1,045	4,064	1,263	207	46,554	1,751	...
14	18,819	2,742	1,120	4,243	1,305	196	47,321	1,832	...
17	18,182	2,979	1,196	4,418	1,320	183	48,055	1,885	...
20	16,566	3,165	1,248	4,527	1,129	380	47,925	1,893	384
23	15,399	3,274	1,262	4,485	1,048	375	47,571	1,866	409
27	14,448	3,336	1,249	4,434	941	367	47,532	1,851	449
平成23年度からの 増減数	△ 951	62	△ 13	△ 51	△ 107	△ 8	△ 39	△ 15	40
平成23年度からの 増減率(%)	△ 6.2	1.9	△ 1.0	△ 1.1	△ 10.2	△ 2.1	△ 0.1	△ 0.8	9.8

- (注) 1. 平成20年度より都道府県・市町村首長部局所管の図書館同種施設、独立行政法人及び都道府県・市町村首長部局所管の青少年教育施設及び女性教育施設を調査対象に追加している。(以下の表において同じ。)
2. 平成23年度以前の「劇場・音楽堂等」は、「文化会館」として調査している。(以下の表において同じ。)



2 公民館の耐震化等の状況

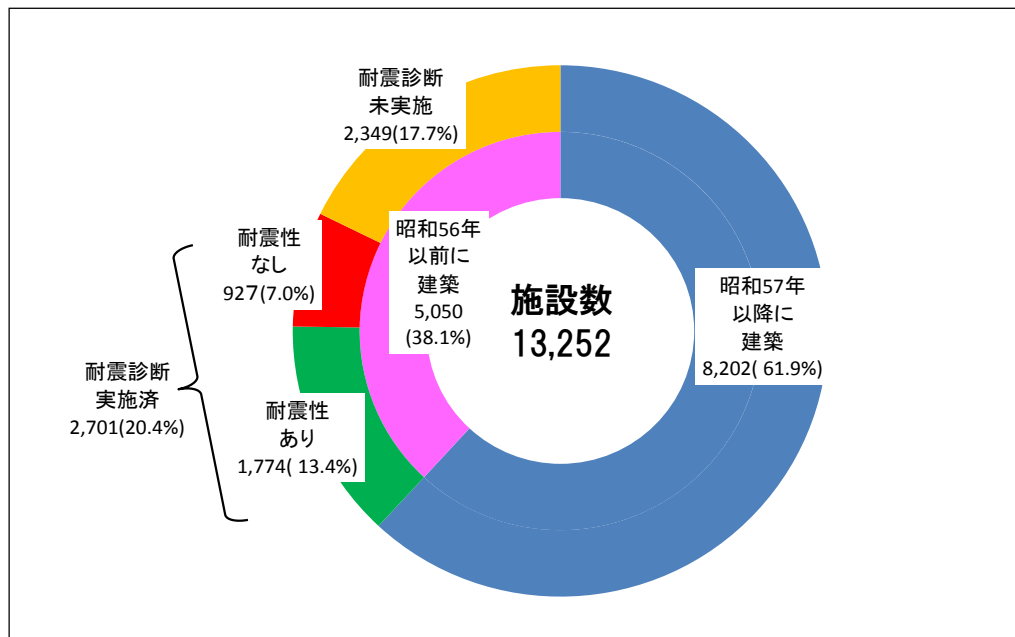
公民館の耐震診断の実施率は53.5%，耐震化率は75.3%となっている。また，避難所に指定されている公民館は60.2%となっている。

表2 公民館の耐震化等の状況

区分	施設数 A	昭和57年 以降に 建築	昭和56年 以前に 建築	施設数に 占める 割合(%)	耐震診断 実施済	耐震診断 実施率(%)	耐震性 あり	耐震性が ある施設	耐震化率 (%)	地方公共 団体による 避難所 として指定	避難所 指定率 (%)	
		B	C	D=C/A	E	F=E/C	G	H=B+G	I=H/A	J	K=J/A	
計	13,252	8,202	5,050	38.1	2,701	53.5	1,774	9,976	75.3	7,972	60.2	
設置者	市(区)	9,475	5,828	3,647	38.5	2,074	56.9	1,376	7,204	76.0	5,743	60.6
	町	3,276	2,019	1,257	38.4	558	44.4	362	2,381	72.7	2,006	61.2
	村	497	353	144	29.0	67	46.5	34	387	77.9	221	44.5
	組合	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	一般社団法人・ 一般財団法人・ 公益社団法人・ 公益財団法人	4	2	2	50.0	2	100.0	2	4	100.0	2	50.0

- (注) 1. 施設数は、公民館類似施設及び建物を有しない施設を除いている。
2. 昭和57年以降の耐震基準により建てられた施設については、耐震性があると推定。

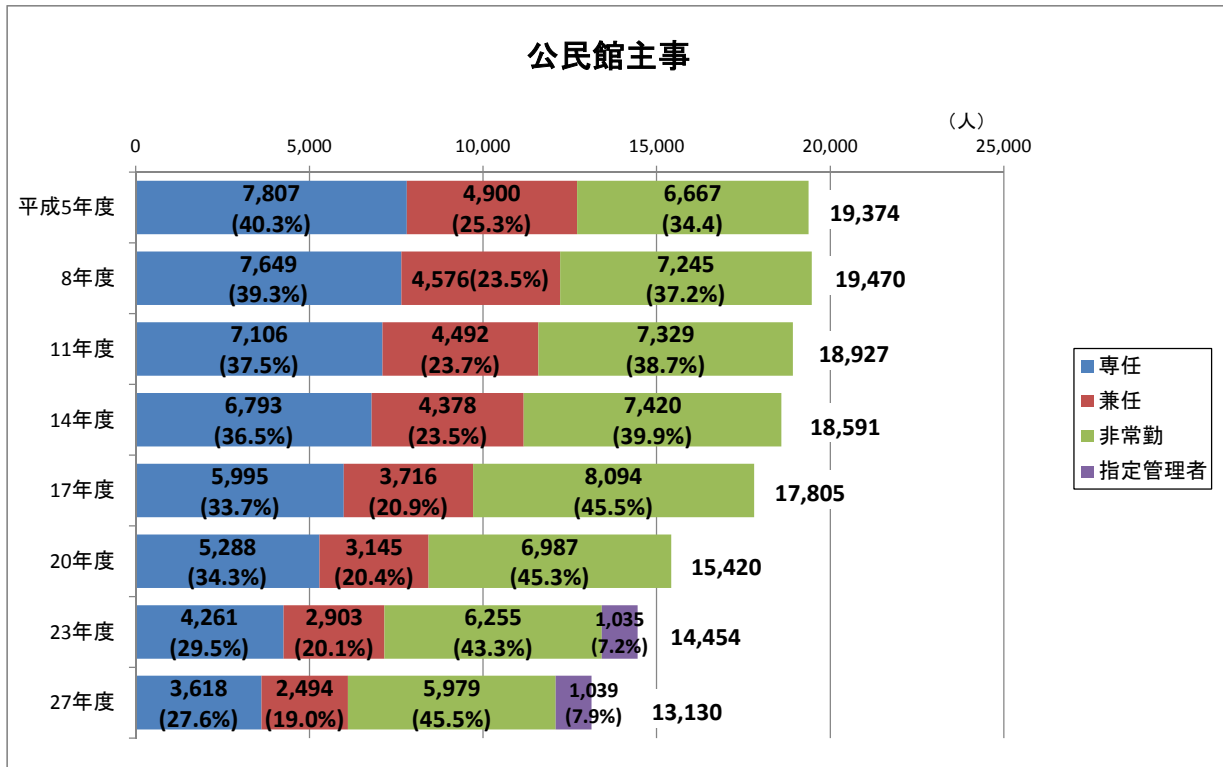
図2 公民館の耐震化の状況



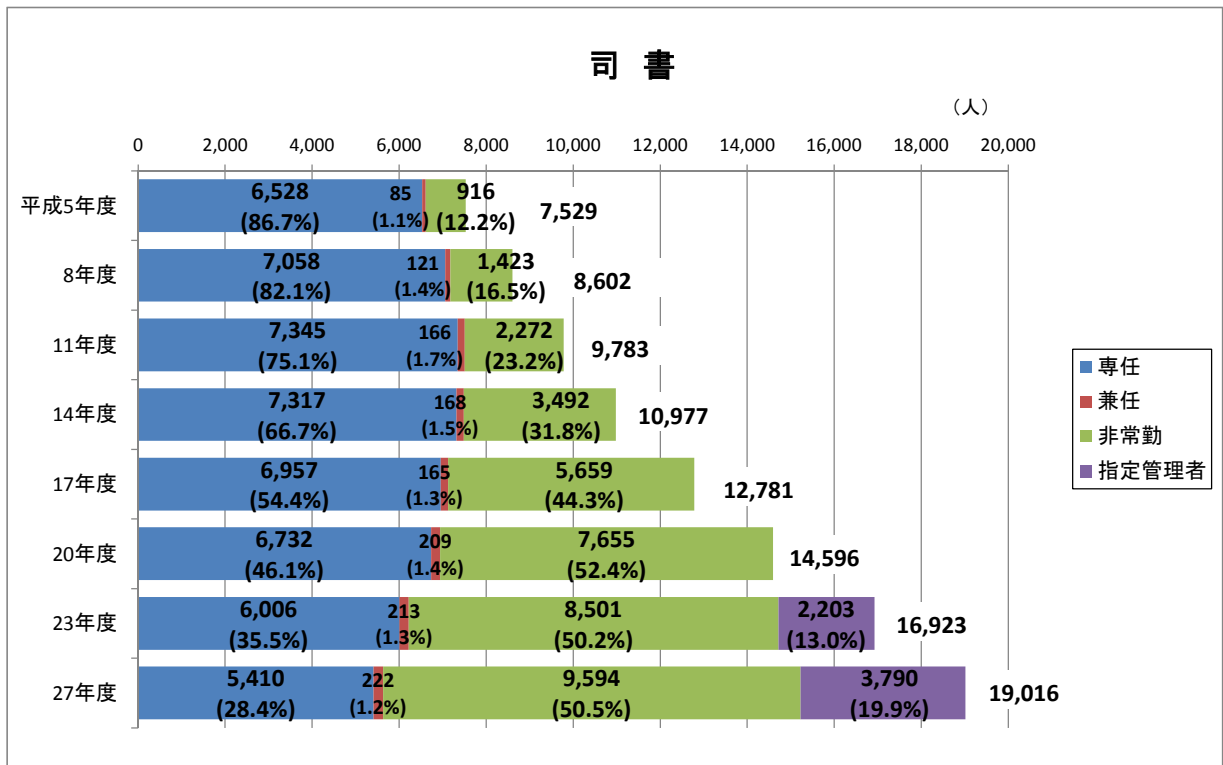
(注) () 内は施設数に対する割合である。

3 指導系職員の推移

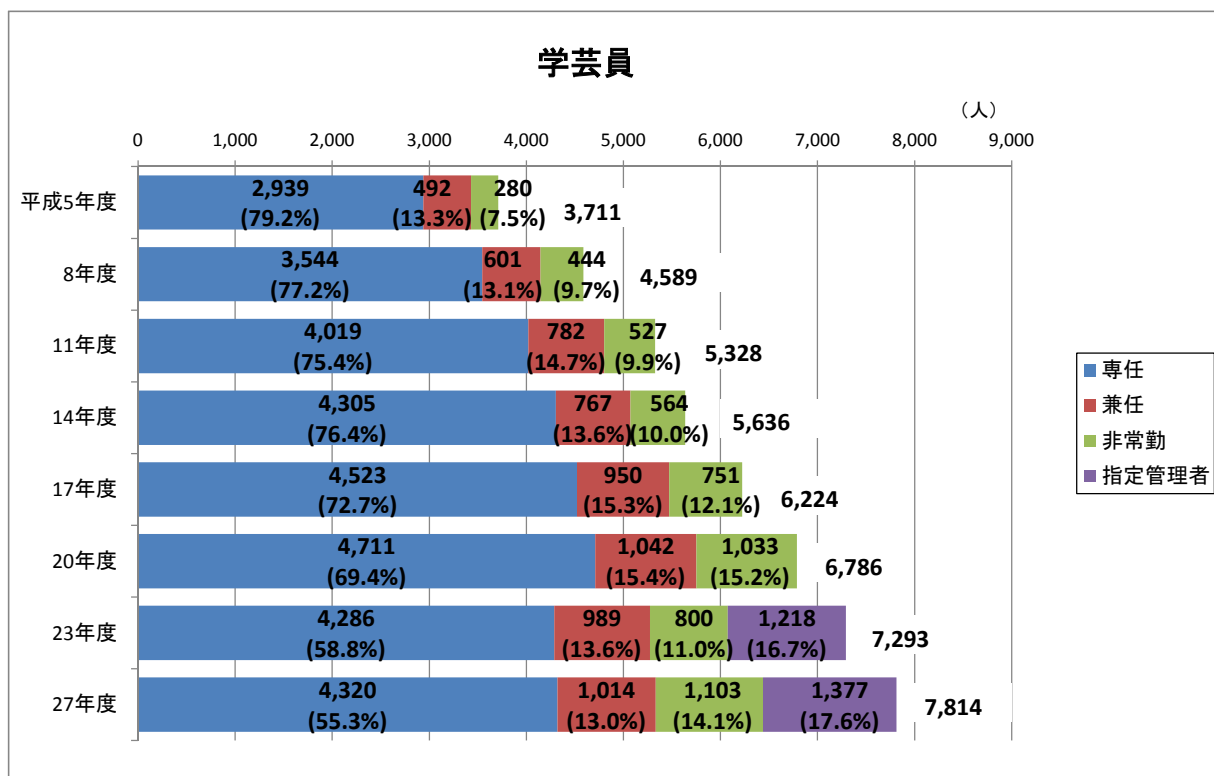
図書館の司書、博物館の学芸員及び社会体育施設の指導系職員の総数は増加している。当該施設専任の割合は減少傾向。



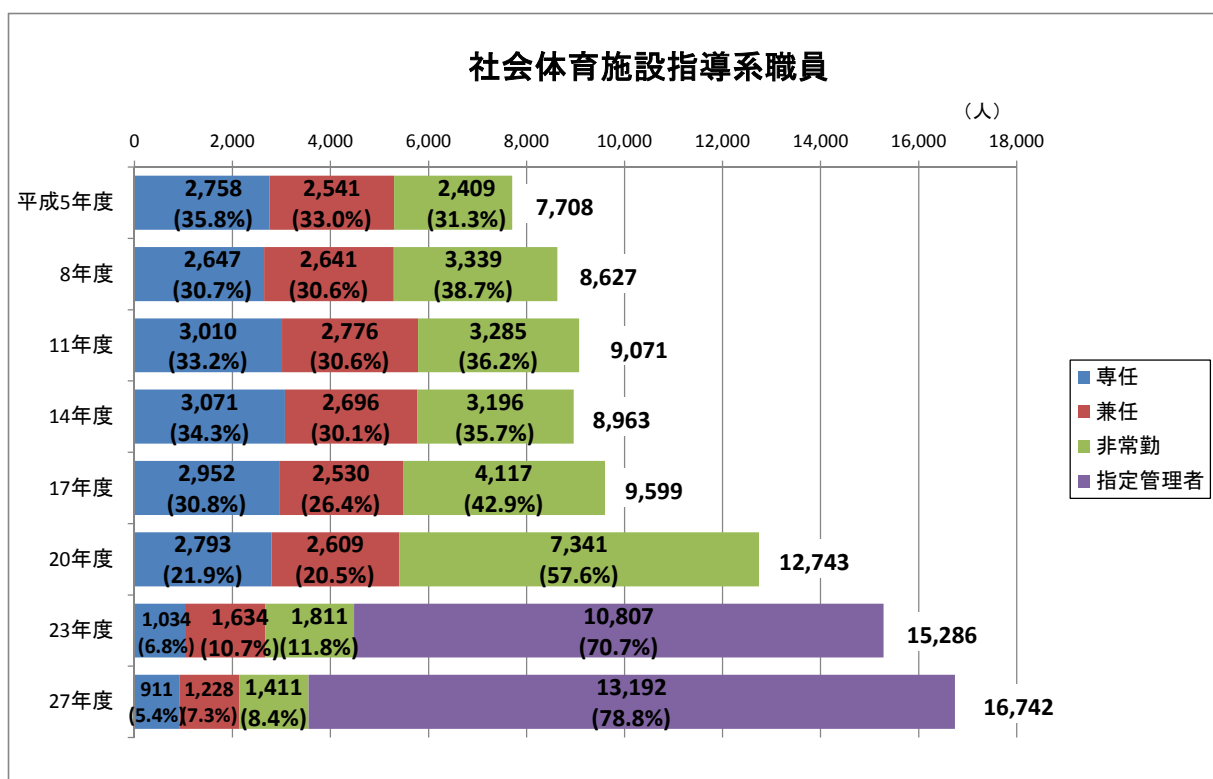
※ 公民館主事とは、館長の命を受けて、公民館の事業の実施にあたる者。公民館類似施設にあつては、名称にかかわらず、公民館主事と同様に当該施設が行う事業の実施にあたる指導系職員。
 ※ 平成17年度及び平成20年度調査の非常勤の職員には、指定管理者の職員を含む。
 ※ 割合については四捨五入して表記したため合計が100にならないことがある。（以下の表について同じ。）



※司書とは、図書館法第4条の規定による専門的職員。
 ※平成17年度及び平成20年度調査の非常勤の職員には、指定管理者の職員を含む。



※学芸員とは、博物館法第4条第3項に規定する学芸員。
 ※平成17年度及び平成20年度調査の非常勤の職員には、指定管理者の職員を含む。



※指導系職員とは、職名にかかわらず、主として直接当該施設が行う事業の指導にあたる者。
 ※平成17年度及び平成20年度調査の非常勤の職員には、指定管理者の職員を含む。

4 1 施設当たりの利用者数の推移

前回調査と比較して、博物館と社会体育施設の1施設当たりの利用者は増加している。

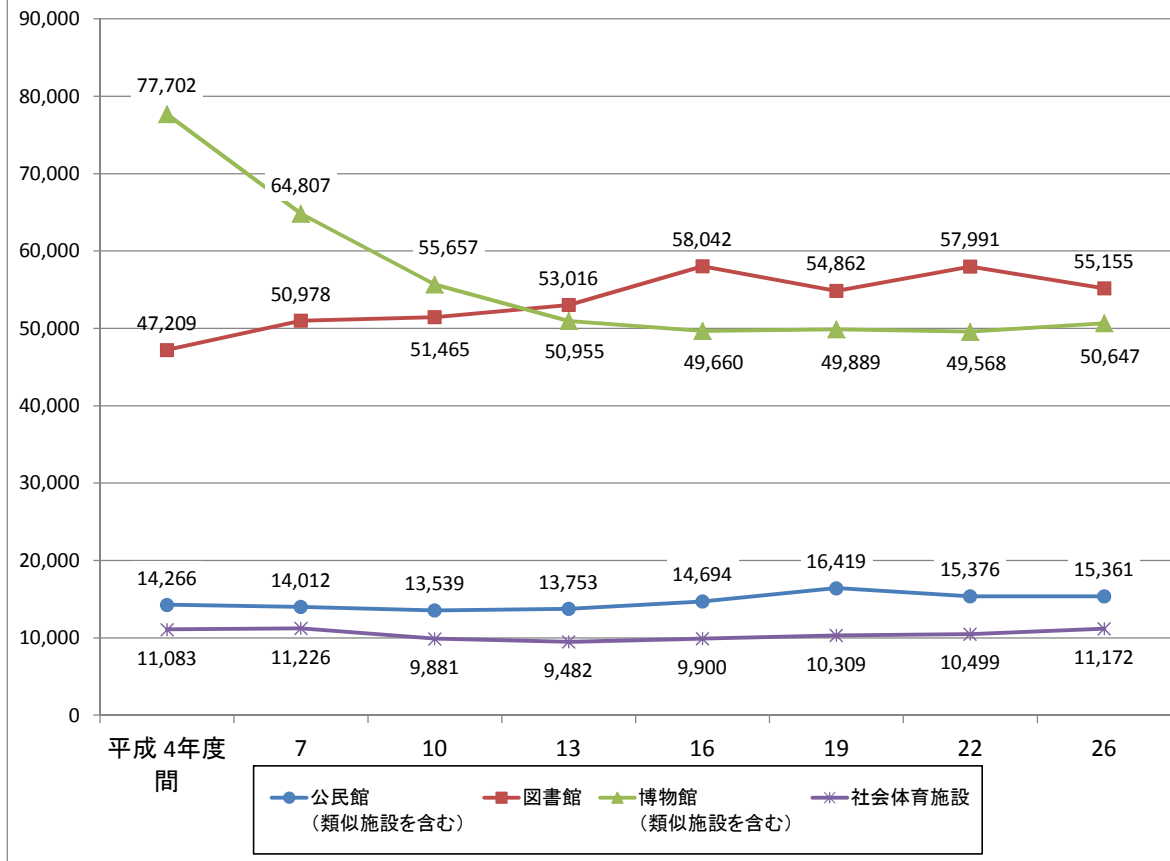
表3 1施設当たりの利用者数

	(人)			
	公民館 (類似施設を含む)	図書館	博物館 (類似施設を含む)	社会体育施設
平成4年度間	14,266	47,209	77,702	11,083
7	14,012	50,978	64,807	11,226
10	13,539	51,465	55,657	9,881
13	13,753	53,016	50,955	9,482
16	14,694	58,042	49,660	9,900
19	16,419	54,862	49,889	10,309
22	15,376	57,991	49,568	10,499
26	15,361	55,155	50,647	11,172
平成22年度間からの増減数	△ 15	△ 2,836	1,079	673
平成22年度間からの増減率(%)	△ 0.1	△ 4.9	2.2	6.4

(注)

公民館の 1施設当たりの利用者数	=	$\frac{\text{学級・講座の受講者数} + \text{諸集会の参加者数} + \text{利用者数(会議室等の貸出しを受けた団体等の延べ人数)}}{\text{施設数}}$
図書館の 1施設当たりの利用者数	=	$\frac{\text{諸集会の参加者数} + \text{帯出者数(図書を借りた延べ人数)}}{\text{施設数}}$
博物館の 1施設当たりの利用者数	=	$\frac{\text{学級・講座の受講者数} + \text{諸集会の参加者数} + \text{入館者数}}{\text{施設数}}$
社会体育施設の 1施設当たりの利用者数	=	$\frac{\text{諸集会の参加者数} + \text{利用者数の延べ人数(陸上競技場、野球場・ソフトボール場、多目的運動広場、水泳プール(屋内・屋外)、レジャープール、体育館のみ)}}{\text{施設数}}$

1施設当たり利用者数の推移



5 図書館の国民・児童1人当たり貸出冊数・貸出回数

前回調査と比較して、国民1人当たりの貸出冊数及び利用回数は減少しているが、児童については貸出冊数が増加し、過去最高となっている。

表4 国民及び児童1人当たり貸出冊数・貸出し回数

	国民1人当たりの貸出冊数	国民1人当たりの利用回数	うち児童1人当たりの貸出冊数	うち児童1人当たりの利用回数
平成4年度間	2.6	0.8	12.1	2.9
平成7年度間	3.2	1.0	14.2	3.0
平成10年度間	3.8	1.0	15.8	3.1
平成13年度間	4.1	1.1	17.1	3.0
平成16年度間	4.5	1.3	18.8	3.3
平成19年度間	4.9	1.3	18.8	2.9
平成22年度間	<u>5.3</u>	<u>1.5</u>	26.9	<u>3.3</u>
平成26年度間	5.2	1.4	28.5	3.0

(注)

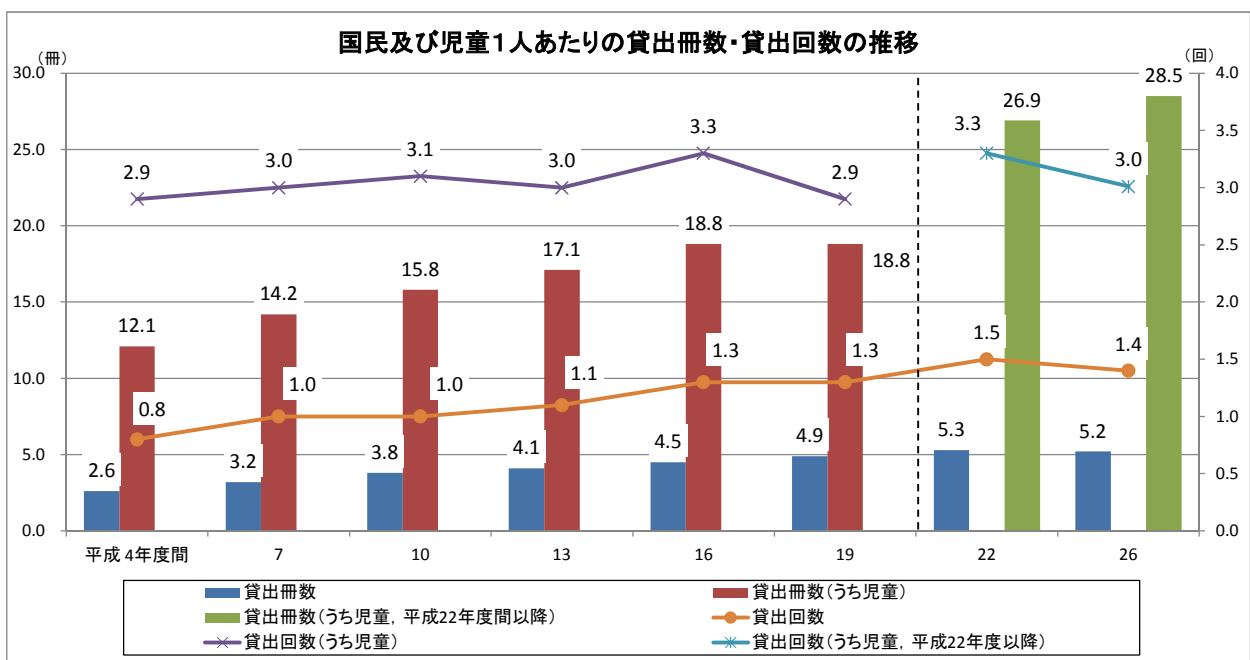
$$\text{国民1人当たりへの貸出冊数} = \frac{\text{貸出冊数の総数}}{\text{総務省統計局の「各年10月1日現在推計人口(総人口)」}}$$

$$\text{うち児童1人当たりへの貸出冊数} = \frac{\text{うち児童用図書の貸出冊数の総数(*)}}{\text{文部科学省「学校基本調査」の小学校の児童数}}$$

$$\text{国民1人当たりへの貸出回数} = \frac{\text{帯出者数の総数}}{\text{総務省統計局の「各年10月1日現在推計人口(総人口)」}}$$

$$\text{うち児童1人当たりへの貸出回数} = \frac{\text{うち児童用図書の帯出者数の総数(*)}}{\text{文部科学省「学校基本調査」の小学校の児童数}}$$

* 「児童用図書の貸出冊数」及び「児童用図書の帯出者数」については、平成19年度間以前は、それぞれ「児童の貸出冊数」及び「児童の帯出者数」として調査していたため、単純比較はできない。



6 指定管理者別の施設数

全ての施設種で指定管理者制度の導入は増加しており、公立の社会教育施設に占める割合は全体の約3割となっている。

表5 種類別指定管理者別施設数

区 分	(施設)									
	計	公民館 (類似施設含む)	図書館	博物館	博物館 類似施設	青少年 教育施設	女性教 育施 設	社会体育 施設	劇場・ 音楽堂等	生涯学 習 センター
公立の施設数 (社会体育施設は団体数)	52,623 (53,804)	14,444 (15,392)	3,313 (3,249)	767 (724)	3,525 (3,522)	913 (1,020)	276 (277)	27,193 (27,469)	1,743 (1,742)	449 (409)
うち指定管理者導入施設数	15,292 (14,098)	1,300 (1,319)	517 (347)	184 (158)	1,095 (1,053)	374 (393)	94 (88)	10,601 (9,714)	1,006 (935)	121 (91)
公立の施設数に占める割合	29.1% (26.2%)	9.0% (8.6%)	15.6% (10.7%)	24.0% (21.8%)	31.1% (29.9%)	41.0% (38.5%)	34.1% (31.8%)	39.0% (35.4%)	57.7% (53.7%)	26.9% (22.2%)
地方公共団体	115 (147)	— (9)	— (1)	— (0)	16 (24)	7 (9)	— (0)	85 (95)	7 (9)	— (0)
地縁による団体 (自治会、町内会等)	804 (…)	348 (…)	8 (…)	1 (…)	42 (…)	18 (…)	9 (…)	347 (…)	4 (…)	27 (…)
一般社団法人・一般財団法人 (特例民法法人を含む。)	5,647 (5,796)	286 (285)	55 (52)	129 (118)	522 (522)	143 (150)	37 (34)	3,888 (4,038)	539 (550)	48 (47)
会社	4,549 (3,865)	101 (92)	382 (223)	41 (31)	236 (211)	106 (87)	11 (7)	3,347 (2,953)	304 (244)	21 (17)
NPO	1,544 (1,136)	42 (33)	40 (44)	6 (4)	87 (73)	51 (49)	19 (22)	1,233 (858)	57 (47)	9 (6)
その他	2,633 (3,154)	523 (900)	32 (27)	7 (5)	192 (223)	49 (98)	18 (25)	1,701 (1,770)	95 (85)	16 (21)

(注) 1. 「指定管理者」とは、地方自治法第244条の2第3項に基づき、法人その他の団体を管理者として指定している場合をいう。

2. 平成23年度調査以前の「地縁による団体」は、「その他」に含まれている。

3. () 内は平成23年度調査の数値である。

■指定管理者制度の概要

指定管理者制度とは、平成15年9月に地方自治法が改正され、公の施設の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体を指定して、その施設の管理を代行して行わせることができるという制度である。(地方自治法第244条、第244条の2参照)

※法人その他の団体とは、株式会社などの民間営利事業者やNPO法人、その他の団体などのことであり、指定を受ける者に制限はない。

(参考) 指定管理者制度導入施設の割合の推移

全ての施設において、指定管理者制度導入施設の割合は増加している。

